



平成21年5月20日

報道関係者各位

製品含有化学物質情報伝達基盤（JAMPグローバルポータル）の運用開始

～EDI基盤を活用した製品含有化学物質情報伝達シート（AIS/MSDSplus）の情報流通を実現～

JAMP（注1）では、全産業を横断で、製品含有化学物質情報の効率的伝達を目的とした情報開示、伝達に関する標準化を図ることにより、AISやMSDSplus、およびその作成ツールを含め社会に提案し、その普及を進めて参りました。更にこれらの膨大な情報をサプライチェーン間で円滑に授受できるように、JAMP情報流通基盤（グローバルポータル）の整備を進めて参りました。このたびこの情報流通基盤の構築を完了し、6月末から商用サービスを開始いたします。

すでに、日本国内企業間ではJAMPの提供する製品含有化学物質情報伝達ツール（AIS/MSDSplus）を活用した情報伝達が始まっていますが、本サービスの運用開始に伴い、「川下企業からの要求に基づく情報の開示」に代わり、「川上側企業による自律的な情報の開示・伝達」を実現するしくみが動き始めることとなります。

JAMP情報流通基盤を活用することにより、提供する側、入手する側の両者にとって、情報授受の大幅な効率化が実現でき、かつ法遵守への対応力が高められます。

- ・ 登録された一つのデータを、必要とするすべてのユーザーが利用できる
- ・ データ更新時には一回の登録で、すべてのユーザーに自動的に更新情報が提供される
（鮮度の高い情報維持が可能）
- ・ 特定のユーザーのみへの開示制限ができる

＜参考＞

既に施行となっている欧州REACH規則（注2）では、製造業者は、製品中に含有されるSVHC（注3）の含有量の把握を行い、一定濃度以上（0.1wt%）の含有が認められた物質に関しては、川下ユーザーに情報提供を行う必要があります。さらに当該物質のEU域内での年間総輸入量が1トンを超える場合は、欧州化学品庁（ECHA）に届出を行う義務が生じます。昨年SVHC一次リストが公表されてから（2008.10.28）、日本国内でも急速にJAMPの提供する製品含有化学物質情報伝達ツール（AIS/MSDSplus）を活用した情報伝達が始まっています。

従来の電機電子機器において鉛やカドミなど重金属等6物質の含有有無についての管理を行っていた欧州RoHS指令（注4）と異なり、欧州REACH規則は規制対象となる物質数が年に2回程度追加され、さらに、その物質の含有量把握が必要なことから、製品の構成材料に変更

がなくても、形状の変更などが発生する度に、更新された情報を川下ユーザーに伝達しなければなりません。また、このことは電機電子業界のみでなく、化学業界や衣料品業界など、幅広い産業・商品が責務を負うことになることも特徴です。このような化学物質管理はEU域内でのことに留まらず、国際的な潮流になるものであり、これらに対応することは企業の社会的責任において当然のことである一方、業務上の負担も増大することになります。企業はこのJAMP情報流通基盤(グローバルポータル)を活用することで、この業務負担の増大に効率よく対応できます。

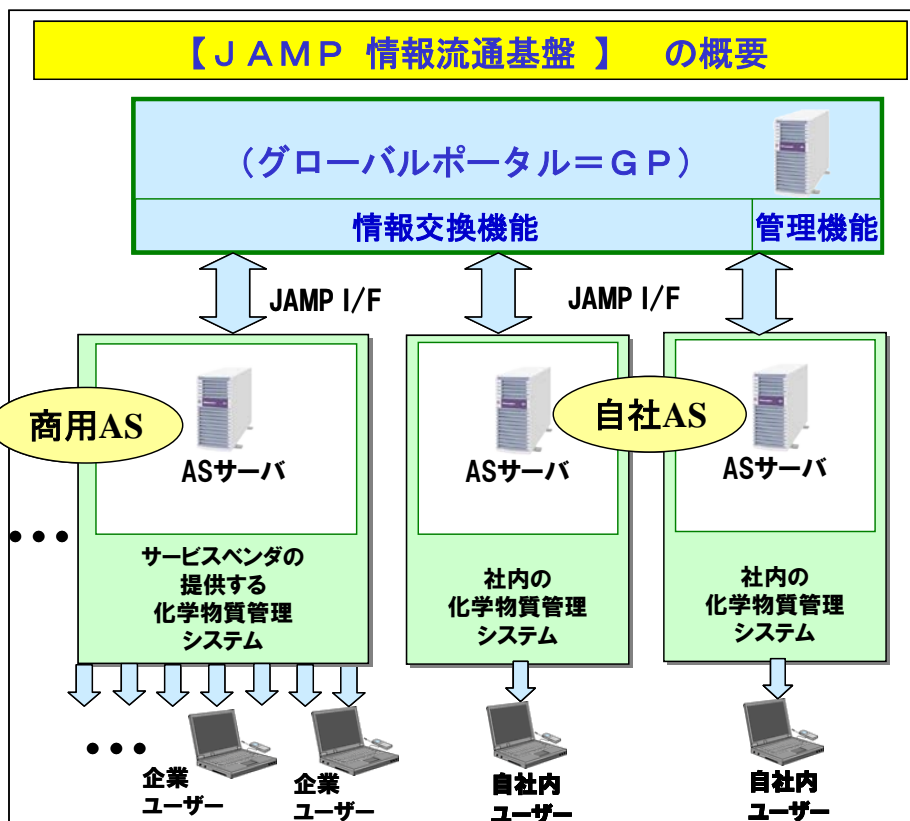
2月末までGP利用会員の事前登録を受け付けましたが、大手電機電子メーカーや化学メーカーを中心に数十社が事前登録をしていただき、現在各社にて準備が進められております。登録企業名は下記URLにて公開しております。4月からは正式会員登録を開始しています。

<http://www.biz.jemai.or.jp/JAMP-GP/member/>

以下にJAMP情報流通基盤の概要と特徴を記します。

(1) 概要

JAMP情報流通基盤は、産業管理協会・JAMP情報センターが運営する「JAMPグローバルポータル(以下、GP)」、およびITベンダーが提供するユーザーインターフェースとなる「アプリケーションサービス(以下、AS)」とで構成されます。



- 1) 製品含有化学物質情報を記載したA I S（注5）やMSD S plus（注6）のデータは、XML（注7）形式にて提供者からA S経由でG Pを通り、ユーザー企業（入手者）に送られます。
- 2) G Pは、このA I SやMSD S plus の原本の保管は行わず、情報交換およびその履歴の管理、流通する情報のセキュリティチェック等を行います。
- 3) ユーザーインターフェースとなるA Sは、実際のユーザーからの原本を保管したり、A I SやMSD S plus のデータ作成支援を行ったり、ユーザーに代わってG Pとの情報交換を行う機能を持ちます。業種業態に応じたサービスや各国でのローカルサービスも行います。従って、A Sには、自社で直接G Pとの連携を行うケースと、商用A Sとしてサービスを行うベンダーが存在します。
- 4) このG PとA Sとの組み合わせにより、情報流通が行われます。

(2) 特徴

前述のようにREACH規則では、R o H S 指令以上に膨大な情報流通を必要とします。

1) 提供者側の指定する型番での流通実現

JAMP A I S/MSD S p l u s は、川上・川中企業の負担軽減のために、提供者の型番による情報の流通を基本としています。汎用品であれば、自社の型番で登録しておけば、ユーザーはその番号で取りにいきます。G Pでは、ユーザー側型番から提供者側型番の調査を行う機能を有します。

2) 処理履歴の保存と再配布時の活用

G P内に過去に配信した履歴保存を行います。物質追加や含有量変更などで情報更新が発生した場合、過去に取得したユーザーに更新情報をアナウンスする機能を有します。

3) 特定ユーザーのみへの配信

企業IDの指定により特定顧客のみへの配信も可能です。

4) セキュリティ対応

流通するA I SやMSD S p l u s の採番システムの導入、企業認証システムの導入、さらに特定企業への情報公開機能などにより、流通する情報の信頼性を確保するとともにシステム全体の高度なセキュリティを実現しています。

5) 国際標準化対応

データ交換方式は、国際的な標準機関ebXML(注8)が策定した、グローバル標準ebXML Messaging Servicesの最新バージョン3.0を採用しています。

また、交換ビジネスドキュメント形式、環境シートは、国際的に認められている標準[ECALGA](注9)に準拠しています。いずれの規格もISO化を予定されています。

(3) サービスの概要

産環協では、このグローバルポータルを活用した情報流通事業化に向け、JAMP情報センターを開設し、商用サービスへの対応を行います。

既にGPシステム構築を4月末に完了しており、5月から順次ASとの接続試験を開始しております。商用サービスは6月末に開始する予定です。

また商用ASベンダーと連携した海外へのサービスも順次展開する予定です。

またGP会員への登録手順や登録料、利用料、規約等についても、下記URLにて公表しております。

<http://www.biz.jemai.or.jp/JAMP-GP/admission/>

JAMPはこれまで、REACHを見据え、AISやMSDSplus等の製品含有化学物質情報伝達シートをリリースしており、またサプライチェーンにおける化学物質管理能力向上に向けた管理ガイドラインのリリース、業種に応じたデータ生成ガイド等を提供しております。また情報伝達の要となる中小企業向けの実証実験等を通じ、サプライチェーン全体での適正な情報流通の構築を進めております。

またアジアにおける実証実験事業などを通じ、国内のみでなく海外との連携もさらに強化していく所存です。

【JAMP-GPホームページ】

<http://www.biz.jemai.or.jp/JAMP-GP/>

【商用ASベンダーアクセスサイト】

<http://www.biz.jemai.or.jp/JAMP-GP/as/>

【JAMP情報流通基盤説明会】

現在、東京にて下記4回の説明会開催を予定しております。

5月28日、6月29日、7月29日、9月30日

<http://www.biz.jemai.or.jp/JAMP-GP/topics/>

今後も順次、各地での説明会開催を計画しております。

以上

- (注1) Joint Article Management Promotion-consortium REACHに対応する情報流通の標準化を図る協議会。大手製造メーカーをはじめ344社(2009年5月19日現在)が参画
- (注2) Registration Evaluation Authorization of Chemicals 規則の略。EU(欧州連合)における化学品の登録、評価、認可及び制限に関する新たな規制。2007年6月施行。
- (注3) Substances of Very High Concern 高懸念物質のこと。内分泌かく乱性や蓄積性を有する有害物質。
- (注4) 電子・電気機器における特定有害物質の使用制限に関する欧州連合(EU)による指令。
- (注5) Article Information Sheet JAMPが提供する、アーティクル(部品、製品)中に含有される化学物質情報伝達のためのシート
- (注6) Material Safety Data Sheet plus JAMPが提供する、物質・調剤(塗料、接着剤等)に含有される化学物質情報伝達のためのシート
- (注7) Extensible Markup Language 文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語のひとつ。AISやMSDSplusは、作成後、この書式で出力・保管・交換される。
- (注8) 世界規模での企業間電子商取引に使われる標準技術の策定を目的として、XMLのビジネス利用に関する標準仕様を定義する団体。また、同団体によって規定される技術標準。
- (注9) JEITA ECセンター(電子情報技術産業協会 ECセンター)が主導する形で、企業間の全ビジネスプロセスを電子的にシームレスに繋ぎ、相互の経営効率向上を目指す標準化活動、および標準の総称(辞書、プロセス標準、実装標準)

※ その他詳細情報を伝える場合は、別紙に記入します

<本件に関するお問合せ先>

社団法人産業環境管理協会 JAMP情報センター 担当：松村／百瀬

TEL 03-3255-2551 FAX 03-3255-2553

URL: <http://www.jemai.or.jp> e-mail: jamp-gp@jemai.or.jp